

【検証について】

平成16年に草加市みんなでまちづくり自治基本条例が制定され、市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりが様々な形で進められてきました。しかし、条例制定から約15年の間で、コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しています。今回の検証では、これからの草加市の市民自治及びパートナーシップによるまちづくりの在り方を定め、その実現に向けた課題を整理し、時代の変化に対応した条例であるための検証を行いました。

1 検証の体制

1) 委員構成

○ 座長	後藤 純	東京大学高齢社会総合研究機構 特任講師
○ 副座長	宮本 節子	(特非) みんなのまち草の根ネットの会 会長
○ 委員	青柳 伊佐雄	草加市国際交流協会 理事
○ 委員	齋藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会 会長
○ 委員	蓮沼 清光	草加市町会連合会 副会長
○ 委員	村上 昌巳	(特非) 今様草加宿 副理事長
○ 委員	谷古宇 隆一	高砂・住吉・中央地区まちづくり市民会議
○ 委員	岡村 圭子	獨協大学国際教養学部言語文化学科 教授
○ 委員	川田 虎男	(特非) ハンズオン埼玉 代表理事

2) 任期

平成30年11月20日から令和2年3月31日まで

3) 検証の経過

◆ 会議

- ・ 第1回会議 検証における意見交換
- ・ 第2回会議 前回検証からの取組について
- ・ 第3回会議 市民自治の方向性について
- ・ 第4回会議 方向性に基づく現状と課題について
- ・ 第5回会議 方向性に基づく課題解決策について
- ・ 第6回会議 条例の評価について
- ・ 第7回会議 市民検証委員会検証報告について

◆ 市への報告

- ・ 中間報告 令和元年9月
- ・ 検証報告 令和2年3月

2 草加市の現状

1) 地域コミュニティの現状

◆ 人口状況予測

- ・ 増加傾向の人口は、令和8年をピークに減少
- ・ 人口構成は65歳以上、世帯構成は高齢者の単身世帯が増加

◆ 地域コミュニティ

- ・ 町会・自治会の加入率は減少傾向〔平成30年度51.41%〕
- ・ 市民の58.4%は、地域活動の参加経験がない
- ・ 市民の80%強は、地域活動に参加・協力できると考えられる

◆ 多様化するコミュニティ活動

- ・ ソーシャルビジネス、プロボノと連携、クラウドファンディングによる資金調達
- ・ ソーシャルビジネスネットワーク、リノベーションによるまちづくり

- ※ ソーシャルビジネス：事業活動による社会的課題への取組
- ※ プロボノ：職業上持っている知識・スキルや経験を活かした社会貢献するボランティア活動
- ※ クラウドファンディング：インターネット等の経由で不特定多数の人からの財源の提供や協力

2) まちづくりに関する市の取組

◆ これまでの主な取組

- …自らが主体的に市民活動を行う市民・団体を支援
- ・ 町会・自治会及び町会連合会との連携・支援
- ・ まちづくり登録制度及びみんなでまちづくり会議を設置
- ・ ふるさとまちづくり応援基金を設置
- ・ 地区まちづくり市民会議を支援

◆ 近年の主な取組

- …地域ごとで市民の意見と市の政策を統合していく取組
- ・ コミュニティプラン策定の仕組みの地区別懇談会、タウンミーティング関係
- ・ 生活支援体制整備事業による第1層、第2層の協議体設置

【検証結果・総論】

草加市みんなでまちづくり自治基本条例について、条文の改正は必要ありません。しかし、市民検証委員会で示した市民自治を進めるための7つの方向性に基つき、本条例の運用について推進計画等を策定及び取組の進捗管理により、時代に見合った運用を継続していくことを求めます。

3 市民自治の方向性

方向性① 若い世代の力を活かしたまちづくり

町会・自治会などの地域の中核を担う役員の高齢化が進む中、新たな担い手が不足しています。“だれもが幸せなまち”の実現に向けて、特に若い世代のニーズを政策として受け止めるとともに、まちづくり活動への参加・協力が課題となっています。

◆ 関係条文

- 第12条（説明責任・応答責任）
- 第15条（パブリックコメント）
- 第16条（審議会委員などの公募）

方向性② 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

現在は、様々な分野で市民同士の議論の場が設けられています。今後は更に、政策への反映につながるよう、まちづくり登録員制度を含めたみんなでまちづくり会議等、市民の議論の場の活性化に向けた整理が求められます。

◆ 関係条文

- 第19条（組織づくり）
- 第24条（まちづくり活動の登録）
- 第25条（まちづくり計画の提案）
- 第26条（みんなでまちづくり会議）

方向性③ 多様な市民や組織の連携促進

町会・自治会の支援やふるさとまちづくり応援基金の設置により、多様なまちづくり活動が行われていますが、各活動主体が個別で取り組んでいる部分があります。より良いまちづくりに向けて、分野を超えた多様な市民（事業者）や組織が連携することで相乗効果が期待されます。

◆ 関係条文

- 第20条（基金などの設置）
- 第21条（拠点・ネットワークづくり）

方向性④ コミュニティにおける人間関係

町会・自治会等、地域の活動には参加できていないが、まちづくり活動への参加・協力はできると考える市民がいます。こうした市民と地域をつなげるために、コミュニティにおける社会的な人間関係はどうあるべきかという視点で、本条例が現代的なコミュニティに対応していくことが求められます。市がコミュニティとともに政策を進めていくためには、政策の実現とコミュニティの人間関係が醸成されるような関わり方が期待されます。

方向性⑤ 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

本条例制定時は、自立して自律した市民が積極的に創発していくまちづくり活動への支援を想定していました。しかし近年では、身体的・認知的・社会的な虚弱状態のために閉じこもってしまう方も増えています。地域コミュニティが、地域で暮らす住民の孤独・不安に対応できるよう、コミュニティとつながることが福利厚生となるような環境づくりを、本条例で対応していくことが期待されます。

◆ 関係条文

- 第3条（基本方針）・第6条（市民の権利）・第7条（市民の責務）

方向性⑥ 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

市は職員に対して、本条例の知識を深める取組を様々な場で行っていますが、定型的な研修にとどまらず、市民とともに課題を分析し政策形成を行うなど、市民とともに新しい課題に挑戦できる、環境・基盤の整備が期待されます。

方向性⑦ 現場創発による政策実現に向けた予算の確保

多様な市民の議論の場でも出された提案を、政策として予算を含めて形成していく仕組みの整備が期待されます。